

## 年金保険による相続税節税に終止符～定期金の評価～

今回は定期金に関する権利の評価についてお話しします。

簡単に言うと『分割でもらう場合の価値』ということです。例えば、今 100 万円をもらうのと、10 万円を 10 年間に渡ってもらうのでは違いますよね、ということです。

「まあ違うといえば違うけど・・・」という印象でしょうか？

しかし、その「ちょっと違う」が大幅に相続税を減らす効果があったのです。

具体的には保険金をイメージしてください。

### ◎改正内容〈1〉

給付事由が発生している定期金に関する権利の評価

～改正後～

次のいずれか多い金額を評価額とします。

- (イ) 解約返戻金相当額
- (ロ) 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には当該一時金相当額
- (ハ) 予定利率等を基に算出した金額

～改正前～（有期定期金の評価）

残存期間に応じて、受取る総額に 70%～20%を掛けた金額が評価額となります。

### ※改正前の節税効果※

相続の発生により 1 億円の保険金を取得する契約

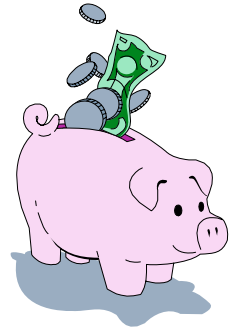
#### ①一時金で保険金を取得する場合

評価額はそのまま 1 億円となります。

#### ②500 万円ずつ 20 年間で保険金を取得する場合

残存期間 20 年の場合は保険金総額に 40%を掛けます。

評価額は 1 億円×40%=4,000 万円となります。



今までは①と②の差額 6,000 万円分の財産を圧縮できました。相続税の税率が 10%だとしても 600 万円の節税となります。今回の改正でこのような節税効果はなくなります。掛け率は昔の利率を元にしていきますので当然の改正ともいえます。

このような勧誘を受けて保険に入った方は注意が必要です。再度保険契約の内容を確認しましょう。この改正により 100 万～1,000 万円規模で相続税が増える可能性があるからです。

### ◎改正内容〈2〉

給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価

～改正後～ 解約返戻金相当額とします。

～改正前～ 保険料総額に 90%～120%を乗じた金額

※改正内容〈1〉は、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する相続等から一部適用となり、平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する相続等から全部適用、改正内容〈2〉は平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する相続等から適用となる予定です。

規制緩和が進んでいるはずなのに、言葉狩りによる表現の不自由は時代に逆行しているね。